

草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター 着ぐるみ製作委託業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター着ぐるみ製作委託業務を実施するに当たり、本協会が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 目的

本プロポーザルは、草津市観光物産協会（以下「協会」という。）が「草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター着ぐるみ製作委託業務」（以下「本業務」という。）について、協会と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター着ぐるみ製作委託業務

(2) 業務内容

別紙「草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター着ぐるみ製作委託業務 仕様書」のとおり

(3) 委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1,500千円

3. 実施形式

(1) 募集方法

業務の目的及び内容に最も適した成果物を選定するため、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 事業者の選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、

最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4. 日程

項目	期日
公募開始	令和7年7月4日（金）
質問書の提出期間	令和7年7月4日（金）から 令和7年7月11日（金）まで
質問回答期日	令和7年7月15日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月28日（月）
審査結果の通知	令和7年7月31日（木）
契約締結	令和7年8月1日（金）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行できる能力を有し、次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること

ウ. 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ. 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められること。

- (4) 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (5) 国税および草津市税を滞納していないこと。
- (6) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

6. 質疑および回答の受付期間および方法

当プロポーザルに関して質問がある場合、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙様式第2号）により、電子メールにて提出すること。電子メールにて提出した場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和7年7月4日（金）から令和7年7月11日（金）午後5時まで

(3) 提出先

一般社団法人草津市観光物産協会

E-mail : info932@kanko-kusatsu.com

(4) 回答方法

令和7年7月15日（火）に、当協会ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7. 募集期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月28日（月）午後5時まで（必着）

8. 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に示すところにより、企画提案書、見積書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（別紙様式第1号）
- ② 会社概要の書類（様式は問わない。既存のパンフレット等）
- ③ 委託実績（類似業務の委託実績が望ましい。）
- ④ 納税証明書（発行日から3ヵ月以内のものに限る。）

（ア）国税

（イ）草津市税 ※草津市内に本社又は支店等を有する場合に必要

- ⑤ 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、別紙仕様書に基づき、本事業に関する企画提案を記載することとし、様式は特に定めないが、下記(2)の留意点を踏まえて作成すること。

- ⑥ 見積書（任意様式）

(2) 企画提案書作成の留意点

- ・作成に当たっては、仕様書に留意して作成すること。
- ・表紙（A4判、1枚）を付し、「草津市観光物産協会公認マスコットキャラクター 着ぐるみ製作委託業務公募型プロポーザル実施要領 着ぐるみ製作委託業務企画提案書」と記載すること。
- ・記述に当たっては、専門知識を有しない者でも理解でき、分かりやすい表現で作成すること。
- ・下記の内容を番号順に記載すること。

番号	項目	記載内容
1	デザイン	レイアウト作成、造形再現手法、稼働方法について、記載すること。
2	機能性	送風機、バッテリーを使用する場合は、その性能について記載すること。
3	利便性	視界確保手法、軽量性、可搬性等、着ぐるみの構造及び付属品、着用者の利便性及び持ち運びのしやすさについて記載すること。

4	耐用性	使用生地・素材、メンテナンス性、保証内容等について記載すること。
5	スケジュール案	納品までのスケジュール案を詳細に記載すること。

(3) 提出部数

- ①参加意思表明書（別紙様式第1号） 1部
- ②会社概要の書類 1部
- ③委託実績 1部
- ④納税証明書 各1部
（草津市税に係るものは草津市内に本社又は支店等を有する場合のみ）
- ⑤企画提案書 6部
- ⑥見積書 6部

(4) 提出方法

「12 対応窓口」まで郵送（提出期限必着）または持参すること。

(5) その他

- ① すべての提出書類は返却しない。
- ② すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、当協会が承諾した場合は、この限りではない。また、当協会が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。
- ④ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、その者を失格とする。

9. 提案の審査および選定

(1) 審査方法

審査委員により、別紙審査基準表（100点満点）による書類審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(3) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(4) 企画提案の失格

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務の概要（3）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

10. 契約

受託候補者に選定された者と協会が別紙仕様書および受託候補者の提案書の内容を基本に、必要に応じ内容を変更し、双方協議の上契約する。なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11. その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を当協会に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加申込書等の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第3号）により、当協会あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当協会が必要と認める場合には、当協会は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

当協会は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

12. 対応窓口

一般社団法人草津市観光物産協会（担当：谷坂）

〒525-0034 草津市草津2丁目10番21号 草津市まちなか交流施設2階

電話：077-566-3219 Fax：077-566-8000

E-mail：info932@kanko-kusatsu.com